

**江東区公営住宅等建替・集約事業
都営東砂七丁目第2アパート**

(建替後 江東区営東砂住宅)

近隣説明会資料(案)

江東区都市整備部住宅課

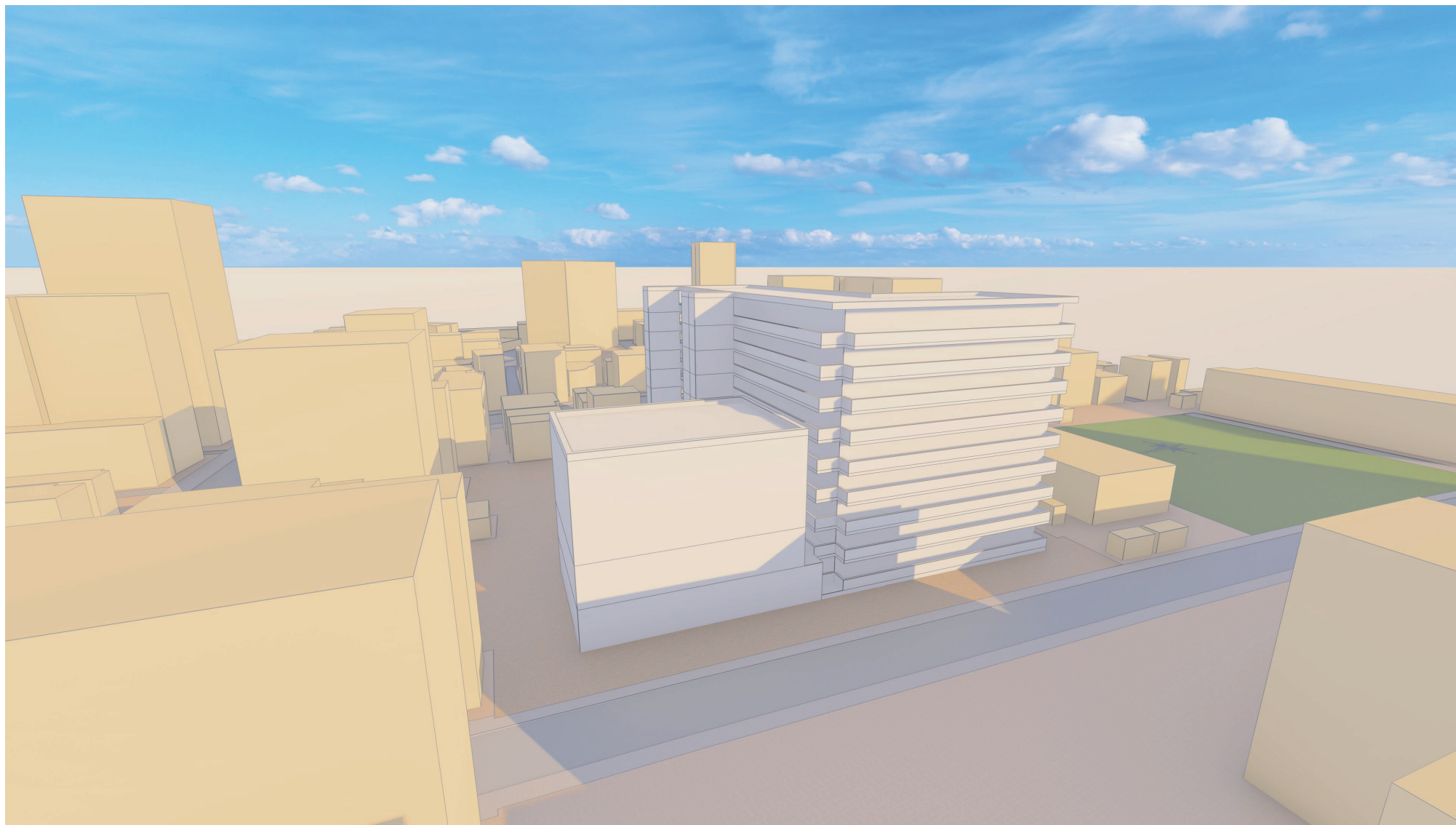
令和6年12月5日

現況周辺図



[illegible]

■敷地北東側から見たイメージ



※今後の検討の中で計画の変更が生じる可能性があります

等時間日影図

東砂七丁目第2アパートにおける日影規制について

■はじめに(日影規制とは)

影が一番長くなる冬至日の午前8時～午後4時(8時間)の間にできる日影が、一定の範囲に落ちないよう、地域・地区等に応じて規制したものです。

一定の範囲とは、隣地境界線及び、道路中心線から5m、10mを超える範囲を示し、それぞれを超える範囲において規制時間以上の日影を生じさせないように定められています。

■用途地域と規制される日影の範囲について

東砂七丁目第2アパートでは敷地南側が日影規制の対象となります。

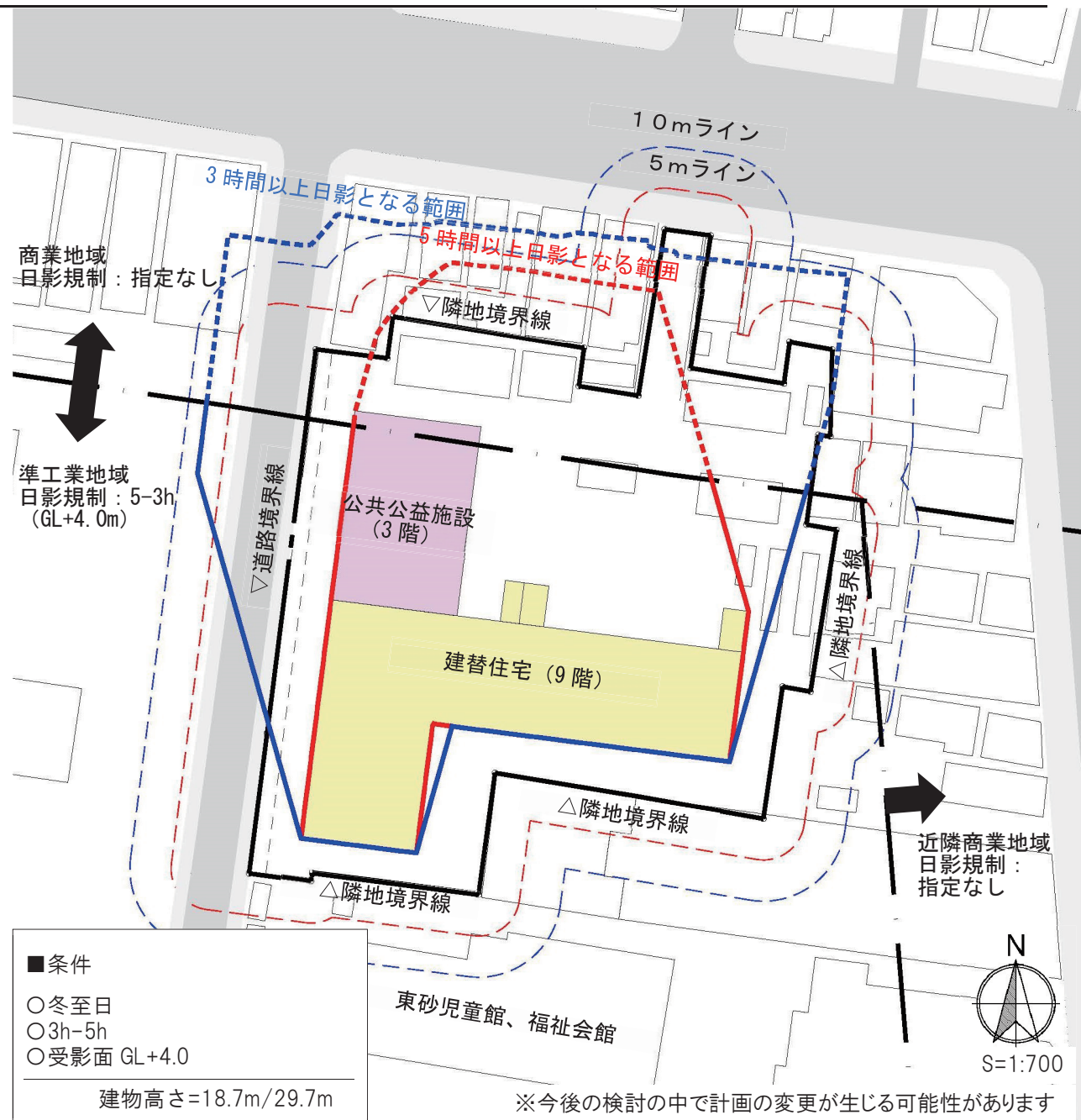
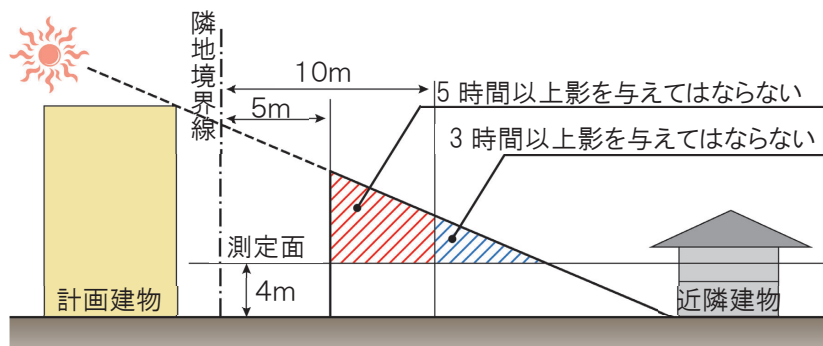
敷地の北側は商業地域で日影規制の範囲外となっています。

▽準工業地域の日影規制について

用途地域	規制される建物	規制される日影・範囲		測定水平面からの高さ
		5m<L≤10m (5mライン)	10m<L (10mライン)	
準工業地域	高さが10mより高い建物	5時間	3時間	4m※

※4mとは、2Fの窓面の高さを想定しています。

▽日影規制の解説図(東砂七丁目第2アパートの場合)



■条件

- 冬至日
- 3h-5h
- 受影面 GL+4.0

建物高さ=18.7m/29.7m